

監査結果(指摘事項・意見)に基づく措置状況等の報告

1. 監査対象部局課名 財政課
2. 監査の種類 決算審査
3. 監査実施日 平成27年7月15日から8月11日
4. 監査結果報告通知日 平成27年 8月19日
5. 措置状況等の報告日 平成27年 9月18日

指摘事項・意見	措置内容・対応状況
<p>【意見】</p> <p>一般会計の歳出決算に係る不用額の合計が1,053百万円と多額であり、前年度の965百万円に比べて増加している。不用額の内容については、ヒアリング結果から止むを得ない事由によると認められるものもあるが、各節ごとの不用額の中には、予算額とのかい離が大きなものも多くあり、予算の積算根拠に対して疑念が生じるものも少なくなかった。予算の承認を求めた議会に対する信義とともに、予算執行に係る相互牽制の観点からも、多額の不用額が想定される場合には、決算見込みがある程度確定した後、速やかに減額補正すべきと考えられる。</p> <p>予算の流用は、本来、限定的な運用であるものと考えられ、雨漏りの修繕、厳寒による暖房燃料費の不足や緊急対応など、止むを得ない場合に行うものである。流用の中には、予算化された事業の不足ではなく、新たな工事へ流用されるなど性質が異なる節間の流用も多く見られ、度が過ぎると予算制度並びに議会の形骸化につながる恐れも懸念される。あくまでも予算に基づく支出が原則であり、新たな事業への流用は必要最小限にとどめ、安易な流用は厳に慎まれない。</p>	<p>【措置済】</p> <p>3月補正予算要求時の留意事項として、国・県・起債事業については、30万円以上不用額が生じるもの、市単独事業は100万円以上生じるものについて減額補正をするよう指示をしているところであるが、決算見込みがある程度確定したものについて、上記の状況に該当する場合は補正対応するよう、再度周知を図ることとした。</p> <p>目、節が基礎となって款、項が組み立てられていることから、みだりに流用をし、本来の姿を著しく変更してしまうことは、疑念をよびやすいものであることは、周知しているところであり、このような指摘のあった流用につきましては、流用申請時、予算執行時にチェックを行い、真に必要なやむを得ないものかどうか適正な判断に努めていく。</p>